

152

## 竹の台3丁目地区

協定区域	西区竹の台3丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 2009年4月9日
	面積	30,576.58 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2019年4月9日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年4月9日～2029年4月8日（10年）

## 協定内容の概要

- (1) 地盤面は、この協定締結時における高さを変更してはならない。
- (2) 敷地の区画は、この協定締結時における区画とし、これを分割してはならない。
- (3) 建築物は一区画一建築物とする。
- (4) 建築物の用途は、一戸建て個人専用住宅とする。ただし、建築基準法で建築が認められた親子などが居住する二世帯住宅および二戸一連棟住宅は一戸建て個人専用住宅とみなす。また、一戸建て個人専用住宅の外観を有するもので、次の用途に供する兼用住宅のうち、建築協定書第8条に定める建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が承認したものは建築可能とする。
- ア 小規模な学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設を兼ねた当該権利者が居住する塾兼用住宅
- イ 美術品等製作のための小規模なアトリエ等を兼ねた当該権利者が居住する工房兼用住宅
- (5) 街並みの美観をたもつため、植栽による緑化に努めなければならない。その場合、防災・防犯上に配慮しなければならない。
- (6) 防災・防犯上から、次のものを設置してはならない。ただし、委員会が、必要最小限の大きさで、かつ、隣接建築物および周辺住宅の環境に支障がないと判断した場合は設置することができる。
- ア 商業用看板および広告板（塔）、無線通信用アンテナ、自動販売機
- イ 擁壁から突出して設置される工作物
- ウ 営業用の物置および資材置き場
- エ 地震等に倒壊の恐れがあり、平時は犯罪誘発の恐れのある、通行道路に面した高さ 1.20m以上のコンクリートブロック塀

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

